

第4章 次世代育成支援行動計画

ここでは、朝霞市で幸せを感じながら子ども・若者が育ち、保護者が安心して子育てに取り組むことができるよう、市の子育ち・子育て支援の取組の方向性を示すとともに、学校や地域などと一体となって取り組むべき子育て支援施策の内容や目標を定めます。

基本目標1・2は子ども・若者を支援・応援するための取組、基本目標3・4は子どもとその保護者を支援するための取組としてまとめました。

基本目標 **1** すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち

すべての子ども・若者が、かけがえのない個性ある一人の人間として認められ、自己肯定感を育みながら成長できるよう取組を推進するとともに、子ども・若者の安全を守る体制を整えます。

基本方針1-1 子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるように

施策の方向性

- (1) 子ども・若者を虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化
- (2) 子ども・若者が犯罪に巻き込まれない社会づくり
- (3) 多様な困難を抱える子ども・若者の救済

基本方針1-2 子ども・若者の意見や権利が尊重されるために

施策の方向性

- (1) 子ども・若者の権利に関する普及・啓発
- (2) 子ども・若者の意見表明・社会参画
- (3) こどもの個性の尊重と遊ぶ権利の保障

基本目標1

基本方針1-1 こども・若者が心身ともに健やかに成長できるように

現状と課題

本市においては、こども・若者が心身ともに健やかに成長できる環境を整備するための取組を進めています。依然として多くの課題が残っています。特に、児童虐待は全国的な課題であり、こども・若者が直面するリスクは多岐にわたります。市においても虐待相談のほか家庭からの相談は、前回計画策定時から高止まりの傾向にあり、相談しやすい体制になったことが理由とも考えられる一方で、早期発見・予防のために関係機関との一層の連携が求められています。今後、市内に児童相談所が設置されることから、これまで以上に関係機関との連携体制の充実を図りつつ、こどもや若者を守っていく体制を強化していく必要があります。

また、いじめや不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど多様な困難を抱えるこども・若者への支援が急務です。本市の学校環境においても、いじめに関する相談は寄せられており、必要に応じて教育委員会や小中学校と連携対応を図っています。特に、思春期のこどもたちは、自分の感情や社会との関わりに悩むことが多く、適切な支援がなければ心身の成長に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、共働き世帯や核家族化が進む中で、本市では子育て期に転入される世帯も増加しており、保護者の相談先の情報不足が指摘されており、子育てへの不安や孤立感を感じる家庭が増加しています。そのため、妊婦から幼児期までの切れ目のない支援体制の確立が求められています。また、こどもの年齢が上がるにつれて、相談できる先がないという調査結果もあり、中高生及びその保護者向けの相談支援体制の構築も急務です。また、交通事故や犯罪に巻き込まれるリスクを低減するための地道な努力も必要です。このような課題に対し、地域全体でこども・若者を見守る体制を強化し、共に支え合う社会づくりが必要です。

基本方針

こども・若者の虐待防止のため、家庭内の要因となる課題を解決するため、関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行います。

また、こども・若者が心身ともに健全に成長できるよう、学童期や思春期の悩みや不安に寄り添いつつ、不登校やひきこもり、ヤングケアラーなど様々な困難を抱えているこども・若者を支援する取組を進めます。

施策の方向性

(1)こども・若者を虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化

①児童虐待予防と防止の取組

児童虐待の防止に向けて、意識啓発活動を行うとともに、養育に不安や課題を抱える家庭への見守りと相談支援を強化し、要保護児童対策地域協議会の機能充実を図ることで、虐待の予防や早期発見・対応に努めます。

また、すべての妊産婦や子育て世帯、こどもに対して一体的な相談支援を提供する「こども家庭センター」を設置し、福祉、保健、医療、教育などの関係機関と連携した支援を行います。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
1	DV 相談事業	人権庶務課
	こどもの面前での DV(ドメスティックバイオレンス)は、心理的虐待に当たるため、DV 相談の中で児童虐待があった場合(疑いを含む)、関係機関との連携を図る。	
2	民生委員・児童委員活動事業	福祉相談課
	地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役として活動する民生委員・児童委員への支援を行う。	
3	施設における人権擁護等の体制整備	保育課
	保育所等におけるこどもの人権を守るため、苦情を受け付ける窓口の設置を義務とし、周知を図る。	
4	要保護児童対策地域協議会等を活用した児童相談事業	健康づくり課 (こども家庭センター)
	要保護児童対策地域協議会の関係機関がより緊密な連携を図り、児童虐待等を早期に発見し迅速かつ的確に対応する。要保護児童対策地域協議会の機能強化に向け、調整担当者及び関係機関職員等の資質向上に取り組む。	
5	児童虐待防止に関する意識の普及啓発	健康づくり課 (こども家庭センター)
	広報や SNS などを通じて児童虐待の理解を深めるとともに通告・相談方法を周知し、また、セミナーや啓発パンフレットにより虐待防止意識の高揚を図る。	
6	里親制度の周知	健康づくり課 (こども家庭センター)
	児童虐待等の事情により自宅で暮らせないこどもを預かり、保護者に代わって育てる里親制度を周知するとともに、里親の確保を図る。	
7	家庭児童相談事業	健康づくり課 (こども家庭センター)
	家庭児童相談員等が、保護者からの子育てに関する悩みをはじめ家庭におけるこどもの養育に関する相談や、こどもからの友人関係に関する悩み等の相談に対応する。	
8	こども家庭センターの設置運営 ★	健康づくり課 (こども家庭センター)
	子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」を設置し、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携した支援を行う。	
9	虐待防止に関する教育相談の実施	教育指導課
	学校では、校長の指導の下、生徒指導部・教育相談部が中心となり、担任・養護教諭・さわやか相談員・サポート相談員が連携し、児童生徒との日常的な関わり・ふれあい・個人面談・教育相談等の教育活動を通して、早期発見、支援活動等に当たる。 また、虐待が疑われる事案については、関係各課・関係機関に情報提供し、連携を図る。	

10	学校保健委員会の実施・充実	教育指導課
	各校にて、保護者や教職員(管理職・養護教諭等)、学校医・学校歯科医・学校薬剤師などがメンバーとなり、児童生徒の健康や体力に関する現状や課題について共通理解を図り、課題を克服するための手立てや方策等を検討する。	
11	非行防止教室の実施	教育指導課
	各学校が保護者、地域、警察等の関係機関と連携を図り、児童生徒の非行・問題行動等の予防・根絶を図ることを目的とし、講演会等の取組を実施する。	
12	朝霞市生徒指導委員会の開催	教育指導課
	生徒指導に関する実質的な課題解決のために、朝霞市生徒指導委員会を開催し、生徒指導に関しての連携を図る。学校間の情報交換をはじめ、非行・問題行動等の対策について協議する。	

②こどもの人権尊重の仕組みづくり

こどもの人権が尊重され、差別やいじめといった人権侵害行為から守られた安心な環境を確保するため、いじめ防止に向けた取組を進めます。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
13	こども人権相談事業 ★	人権庶務課
	こども人権相談事業(こども・ほっとそうだん)を年間を通じて実施する。	
14	男女平等推進事業 ★	人権庶務課
	こども・若者が、性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての関心を高め、正しい知識が得られるように情報提供の充実に努める。	
15	いじめ防止に対する取組	こども未来課 教育指導課
	児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、学校・教育委員会・関係機関が連携し、いじめ防止及び解決を図るための基本事項を定め、小・中学校への指導・支援を通して、取組の充実に努める。	
16	保健体育科、家庭科、道徳等の授業による知識の習得	教育指導課
	道徳性を養う学習を行うとともに、性について正しい知識が得られるよう指導を行う。 また、パートナーと協力して家庭を築くこと、愛情を持ってこどもを育むことの意義を理解するための教育を推進する。	

(2)子ども・若者が犯罪に巻き込まれない社会づくり

①子どもが犯罪に巻き込まれない社会づくり

子ども・若者が犯罪被害に遭わないよう、地域住民と協力して見守りパトロールを実施します。また、インターネット犯罪や性犯罪、薬物犯罪などの防止に向けた啓発活動を積極的に行います。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
17	防犯灯設置工事費補助金の交付	危機管理室
	地域の方々による防犯活動の推進を図るため、通学路を含めた道路などに設置する防犯灯に関する工事費を自治会・町内会等に補助する。	
18	防犯灯維持管理費補助金の交付	危機管理室
	地域の方々による防犯活動の推進を図るため、通学路を含めた道路などに設置した防犯灯の維持管理に関する費用を自治会・町内会等に補助する。	
19	朝霞防犯パトロール隊の認定	危機管理室
	地域の方々による防犯活動の推進を図るため、防犯パトロールを実施する自主的防犯組織を朝霞市防犯パトロール隊として認定する。	
20	防犯啓発活動	危機管理室
	朝霞市防犯推進計画に基づき、防犯に対する意識啓発のため、警察や関係機関と連携し、市ホームページでの防犯ニュースの掲載や防犯研修会を実施する。	
21	青色防犯パトロールカーの運行 ★	危機管理室
	青色防犯パトロールカーにより市内の防犯パトロールを実施し、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを推進する。	
22	青少年健全育成事業における啓発活動	こども未来課
	青少年健全育成団体に補助金を交付し、団体の活動を支援するとともに、関係機関・学校・地域と連携して、駅頭にて啓発リーフレットの配付、機関誌の発行等による青少年を犯罪等から守るための青少年健全育成啓発活動を実施するとともに、地域でこどもを育てる意識を醸成する。	
23	青少年健全育成事業における青少年の見守り活動推進	こども未来課
	青少年健全育成団体に補助金を交付し、団体の活動を支援するとともに、関係機関・学校・地域と連携して、青少年を犯罪等から守るため、青少年を守り育成する家の登録及び小学校区後との地図の配付、地域防犯マップ作成講座を実施し、地域でこどもを見守り、育てる意識を醸成する。	
24	防犯ブザーの貸与	教育総務課
	小学1年生に防犯ブザーを貸与する。	
25	朝霞地区学校警察連絡協議会の開催	教育指導課
	学校と警察が連携し、犯罪から児童生徒を守るための連絡会を開催する。	
26	通学路等での定期・臨時パトロールの実施	教育指導課
	学校付近や通学路をPTAやボランティア等が連携してパトロール活動を行う。	

27	非行防止教室の実施【No.11再掲】	教育指導課
28	朝霞市生徒指導委員会の開催【No.12再掲】	教育指導課

②こどもが交通事故に巻き込まれない社会づくり

こどもや子育て家庭が安心して外出できるよう、交通立看板や警戒標識の設置、区画線の引き直しなどを通じて交通環境の充実を図ります。また、こども自身が交通ルールを守り安全に道路を通行できるよう、関係機関と連携し啓発活動や教育プログラムを実施し、正しい交通ルールの指導を行います。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
29	保育園児、幼稚園児に交通ルールの指導	まちづくり推進課
	パネルシアターやビデオ上映等を行い、園児に正しい交通ルールを警察署員が指導する。	
30	新入学児童への交通安全教育の実施	まちづくり推進課
	新入学児童を対象に教育用信号機を使った交通安全教育を警察署員、各小学校教員が実施する。	
31	交通安全運動チラシによる啓発活動	まちづくり推進課
	交通事故防止、交通安全意識の普及を図るため、啓発活動を展開する。	
32	交通立看板、標識等の設置	まちづくり推進課
	道路交通環境の整備として、交通事故発生箇所などを再点検し、交通安全の確保を行う。	
33	通学路の安全点検	教育管理課
	通学路の安全対策を図るため、毎年通学路の危険箇所について安全点検を行い、危険箇所について関係各課と協力し、整備や修繕を行う。	
34	交通指導員配置事業 ★	教育管理課
	小・中学校通学路に交通指導員を配置し、児童生徒が安全に登下校できるように立哨指導する。	
35	自転車運転免許制度の実施	教育指導課
	朝霞警察署が主体となり、小学4年生児童全員に、自転車運転の試験を行う。その結果、免許を児童がもらい、安全に自転車に乗ることができるようにする。	

(3)多様な困難を抱えるこども・若者の救済

様々な悩みや困難を抱えるこども・若者をサポートするため、相談体制を整備し、関係機関との連携を強化することで、困難の解決を図ります。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
36	多様な性の周知・啓発 ★	人権庶務課
	誰もが持ち合わせている性のあり方を正しく理解し、偏見や差別等を助長することがないように、多様な性を尊重するという視点に立った周知・啓発活動を推進するとともに、市民の意識醸成を図る。	
37	こども人権相談事業【No.13再掲】 ★	人権庶務課
38	こどもの居場所づくり支援事業 ★	こども未来課
	こどもに対する学習支援や保護者に対する養育支援、食事提供をはじめとした生活支援を行う事業者等に対し、運営に必要な経費の一部を補助する。	
39	生理用品配布事業 ★	こども未来課
	生活に困窮し、生理用品の用意ができない方に対する支援として、身近にある公共施設や学校で生理用品を配布する。	
40	養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業 ★	健康づくり課 (こども家庭センター)
	児童の養育が特に必要と判断した家庭に対して、養育が適切に行われるように保健師、助産師、ヘルパーなどがその居宅を訪問し、育児及び家事並びに養育に関する助言・指導等を行う。	
41	ヤングケアラー支援 ★	健康づくり課 (こども家庭センター)
	ヤングケアラー(家族の介護そのほかの日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者)の各種啓発を行い、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、ヤングケアラーの把握に努め、必要な支援を行う。また、ヤングケアラーの支援者に対する研修を行い、現場で応用・活用できる知識を身に付け、適切な支援の実施につなげる。	
42	スクールカウンセラー、子ども相談室・さわやか相談室の相談員等によるカウンセリングの実施	教育指導課
	すべての小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、虐待、いじめ、不登校等の悩みを抱えるこどもに対してカウンセリングを実施する。 また、「子ども相談室」では、スクールソーシャルワーカー・教育相談員・心理学者・精神科医などの専門家が、「さわやか相談室」ではスクールカウンセラー・さわやか相談員・サポート相談員などが、児童生徒及び保護者の相談に応じる。	
43	朝霞市小学校低学年複数担任制事業	教育指導課
	小学 1 年生及び必要に応じて小学2年生の通常の学級において、児童の学校生活への支援を行う。また、きめ細やかなサポートにより、小学校の初期段階で身に付けさせたい力を育む。	

44	あさか・スクールサポーターの活用	教育指導課
	小学3年生から6年生まで並びに中学校の通常学級における学級担任及び教科担任の補助として、児童生徒の学習指導の業務に従事し、学習内容の基礎基本の徹底を図る。	
45	学校保健委員会の実施・充実	教育指導課
	保護者や教職員(管理職・養護教諭等)、学校医・学校歯科医・学校薬剤師などがメンバーとなり、児童生徒の健康や体力に関する現状や課題について共通理解を図りつつ、課題を克服するための手立てや方策等について検討する。	
46	朝霞市地域人材活用支援事業	教育指導課
	小・中学校の学校教育活動をさらに充実させるため、地域人材の協力により、教科等での学習、部活動を展開する。	

コラム

♡子どもの権利条約の4つの原則とは！

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。

それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆること
ものの権利の実現を考えるとときに合わせて考えることが大切な「原則」
であるとされています。

これらの原則は、日本のこどもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。



1 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4 子どもの意見の尊重(こどもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

「子どもの権利条約」は、平成元(1989)年の第44回国連総会で採択され、日本は平成6(1994)年に批准しました。

基本目標1

基本方針1-2 こども・若者の意見や権利が尊重されるために

現状と課題

こども・若者がそれぞれの権利を十分に享受し、意見を表明できる機会の整備が重要な課題となっています。多様な価値観や個性を尊重する社会を目指す中で、こどもたちが自己を表現し、社会に参加する機会は非常に重要であり、こどもたちの自己肯定感を培うことにもつながります。

特に、経済的な影響や新型コロナウイルスによる制約等が重なり、こどもたちが自由に遊んだり学んだりする機会が制限され、一人一人のこども・若者が自分らしさを見つけだし、仲間と共にゆっくりとこども・若者時代を過ごす権利を保障することが難しくなっている場面も見受けられます。

こども・若者を保護・教育の対象としてのみ捉えるのではなく、彼らと同じ目線に立ち、一人一人の違いを認め、こども・若者が人や自然とふれあい、仲間の中で自ら育とうとする力を大切にしていくことが、今後社会には求められます。こども・若者の最善の利益が尊重された施策を推進するために、こども・若者が自由に意見を表明し、自分に関わることやまちづくりに参加できる機会や居場所・仕組みをつくっていく必要があります。

基本方針

あらゆる場でこども・若者の権利が尊重され、意見を表す場が確保され、まちづくりに反映される取組を進めます。

また、こども・若者の自由が守られ、学びや遊びを通じて自分らしく育つことができるような社会づくりを目指します。

施策の方向性

(1)こども・若者の権利に関する普及・啓発

こども・若者の権利養護意識の醸成を図るため、関係機関と連携し、人権週間や障害者週間において啓発活動を行い、理解を深める取組を進めます。

関連事業 ★…本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
47	人権週間における啓発事業 ★	人権庶務課
	国が定める人権週間(毎年12月4日～10日)に合わせ、様々な人権問題について、広報、SNS等で周知、啓発を図る。	

48	障害者週間における啓発事業 ★	障害福祉課
	障害者週間は、障害のある人の福祉について国民の関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化そのほかあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために国によって定められたもので、障害者週間(12/3～12/9)に市内において啓発事業を実施することにより、障害のある人への理解を促進する。その一環として、市内公共施設において、障害のある人が作成した作品や市内障害福祉施設の活動内容等を展示する。	
49	青少年健全育成事業における啓発活動【No.22再掲】	こども未来課
50	児童虐待防止に関する意識の普及啓発【No.5再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)

(2)こども・若者の意見表明・社会参画

こどもが自らの視点や意見を持ち、考え、発信する力を育むための教育を推進し、自由に意見を表現できる場を確保します。そして、こどもの意見がまちづくりに反映される仕組みを検討します。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
51	こどもモニター ★	市政情報課
	市政に対するこどもの意見や要望を聴取することで、こどもの市政への関心を高めるとともに、こどもの年齢や発達の段階に応じた意見を広く市政に反映させるため、こどもモニターを置き、市政に関するアンケートを年に2回程度実施する。	
52	環境美化ポスター作品の募集 ★	環境推進課
	環境美化に関するポスターを創作することによって、児童の環境美化に対する関心と意識高揚を図るとともに、これを広く活用して市民に理解と実践を呼びかける。	
53	青少年健全育成事業における発表・体験機会の確保	こども未来課
	青少年健全育成団体に補助金を交付し、団体の活動を支援するとともに、関係機関・学校・地域と連携し、家族や友人と参加できるイベントを開催する。また、作文や標語を募集し、入賞者の発表会・表彰式を行うことにより、こどもたちが意見を発表する機会を創出する青少年健全育成事業を実施する。	
54	児童館運営事業におけるこども・若者が意見を述べる場の提供	こども未来課
	こどもが自主的に、児童館事業の企画や運営の手伝いを行う児童館ボランティア・実行委員等の実施、また、児童館に意見箱を設置することにより、児童館への意見や要望を自由に述べられる場を提供するとともに、こどもの意見を聴き、こどもの視点や意見を児童館の運営に反映する。	
55	交通安全作品による交通安全啓発事業 ★	まちづくり推進課
	児童の交通安全に対する関心と、意識の高揚を図るため交通安全作品コンクールを実施する。	

56	「特別の教科 道徳」の推進	教育指導課
	道徳が「特別の教科道徳」として教科化するに伴い、『考える道徳』『議論する道徳』への転換を推し進める。 こどもの意見や視点を尊重し、「公正・公平」等の道徳的価値を養うことで人権意識を高める。	

(3)こどもの個性の尊重と遊ぶ権利の保障

すべてのこどもの個性が尊重されるよう、啓発活動を推進するとともに相談体制を整えます。また、多様な遊び場を提供し、こどもたちの遊ぶ権利を保障します。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
57	多様な性の周知・啓発【No.36再掲】 ★	人権庶務課
58	児童館運営事業	こども未来課
	児童の健全な成長を目指し、こどもたちが安全にかつ快適に遊び、活動できるよう、こどもたちの安心・安全な居場所として児童館ガイドラインに沿った管理・運営を行う。また、令和10年1月に(仮称)朝霞市福祉等複合施設内に7館目の児童館を新設予定。	
59	育み支援バーチャルセンター事業	健康づくり課 (こども家庭センター)
	育み支援バーチャルセンターを設置し、発達に関して気がかりがある児の療育支援のため、専門スタッフ(小児科医、心理相談員等)と地域スタッフにより、巡回相談や来所型での専門相談、親子グループ等での指導や助言を行う。	
60	公園管理事業、児童遊園管理事業	みどり公園課
	幼児や小学校低学年の遊び場等として、整備の充実を図る。 公園不足地区の解消及び既存公園の質的向上を図る。	
61	冒険遊び場づくり事業	みどり公園課
	「こどもの居場所づくり」と「こどもを中心とした地域社会の活性化」に寄与することを目的に、こどもの遊び場づくりの専門職(プレーリーダー)を配置し、適切な安全管理を行いながら、こどもの自由な外遊びを促す機会を提供する。	
62	保健体育科、家庭科、道徳等の授業による知識の習得【No.16再掲】	教育指導課
63	スクールカウンセラー、子ども相談室・さわやか相談室の相談員等によるカウンセリングの実施【No.42再掲】	教育指導課
64	「特別の教科 道徳」の推進【No.56再掲】	教育指導課

基本目標 **2** すべての子ども・若者が夢を思い描けるまち

子ども・若者がより多くの友達や地域の方と出会い、交流し、将来にわたる夢を思い描くことができるよう、様々な機会の提供や地域の中での子ども・若者の居場所づくりを進めます。

基本方針2-1 子ども・若者が生きる力を育むことができるように

施策の方向性

(1) 子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくり

(2) 子ども・若者の学習支援・キャリア支援の充実

(3) 子ども・若者の多様な遊びや体験ができる機会の充実

(4) 子ども・若者の地域活動・社会参画機会の充実

基本目標2

基本方針2-1 こども・若者が生きる力を育むことができるように

現状と課題

こども・若者が夢を描き、自己成長を遂げる環境の整備が重要な課題となっています。近年の社会変化や生活環境の影響により、特に乳幼児や学童期のこどもたちは、豊かな体験を得る機会が減少しています。遊びや学びを通じて自信を育むためには、地域内での安全で自由な遊び場や学習の場が必要ですが、十分な居場所の確保が難しくなっています。

また、地域資源を活用した多様な体験活動の機会が不足しているため、こどもたちが本来持つ好奇心や探究心を発揮できる場が限られています。特に、教育機関においても、学習支援やキャリア支援の充実が求められており、また、個々のニーズに応じたきめ細やかさも求められています。

さらに、地域活動や社会参画の機会を十分に提供することや、農業体験や地域イベントへの参加を通じて、こどもたちが地域とつながり、自分の役割を見つけることができる場を提供することも求められています。これらを通じて、彼らが「朝霞で育ってよかった」と実感できるようにするためには、地域全体での取組が必要です。

このような課題に直面しているこども・若者が、安心して過ごせる居場所や多様な体験ができる機会を持ち、自分の夢を思い描くことができる環境づくりが求められます。

基本方針

朝霞市で育つこども・若者が、様々な経験を通して自信を身に付け、将来にわたる夢を描きながら、次世代を担う人材として成長し、「朝霞で育ってよかった」と実感してもらえるよう、地域の人たちと共に、こども・若者の生きる力を育みます。

施策の方向性

(1)こども・若者が安心して過ごせる居場所づくり

こども・若者が地域社会で自由に遊びを体験し、豊かな人間性や社会性を育むため、健全な成育環境を確保します。そのために、児童館や公園の充実を進めます。さらに、保育の質の充実を図ります。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
65	こどもの居場所づくり支援事業【No.38再掲】 ★	こども未来課
66	児童館運営事業【No.58再掲】	こども未来課
67	放課後児童クラブ事業 仕事や疾病等で放課後に児童を保育できない場合に、保護者に代わって、児童を放課後児童クラブで保育する。また、入所保留児童解消のために、各種施策の検討を行う。	保育課
68	公園管理事業、児童遊園管理事業【No.60再掲】	みどり公園課

69	冒険遊び場づくり事業【No.61再掲】	みどり公園課
70	放課後こども教室	生涯学習・スポーツ課
	放課後や週末等に小学校の余裕教室を活用して、こどもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、こどもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりの推進を図る。	
71	学校体育施設の開放	生涯学習・スポーツ課
	小中学校の運動場、体育館を開放し、こどもの心身の健康づくりをサポートする。	
72	博物館運営事業 ★	文化財課
	郷土の歴史を語る様々な資料を調査・収集・保存し、展示や教育普及事業において活用を図ることで地域の歴史や文化への理解と認識を深め、生涯学習の場として、いつでも誰もが学べる学習機会が市民に提供できるよう博物館運営を行う。	
73	公民館運営事業 ★	中央公民館
	こどもからお年寄りまでが、教養や健康の維持向上を図ることができ、地域における学びの場として、実際の生活に即した各種事業や必要な図書の確保を行うとともに、利用者が相互の理解を深めることができるよう公民館運営を行う。	
74	図書館運営事業★	図書館
	図書や記録など必要な資料を収集し、整理し、保存して、広く貸出や閲覧できるように運営を行う。	

(2)こども・若者の学習支援・キャリア支援の充実

こども・若者が平等に学び、将来の夢を描ける環境を整えるため、教職員の質の向上、あさか・スクールサポーターなどの配置により、個別のきめ細かな指導を充実させ、外部指導者による支援で心身の向上に努めます。また、生活困窮者に対する学習支援事業などを通じて、すべてのこども・若者が学習できる環境を提供し、キャリア形成支援を充実させます。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
75	朝霞市生活困窮者等学習支援事業	福祉相談課 生活援護課 こども未来課
	生活困窮家庭やひとり親家庭の環境において、学習が進んでいない中学生・高校生及びその保護者を対象に、居場所づくりや高等学校への進学、中途退学防止のための学習教室を開催するほか、家庭訪問等の必要な支援を行う。	

76	SAITAMA 出会いサポートセンター ★	こども未来課
	埼玉県が少子化対策の一環として実施している公的な結婚支援センター(恋たま)を活用し、結婚を誠実に希望する男女に対して、出会いの機会を提供する。	
77	入学準備金・奨学金貸付事業 ★	教育管理課
	小学校、中学校の入学準備の資金を希望する児童・生徒の保護者に対し、入学準備金の貸付を行う。 高等学校、大学に入学を希望する学生及び生徒の保護者に対し、入学準備金の貸付を行う。 高等学校、大学に在学中の学生に奨学金を貸与する。	
78	小・中学校教育扶助事業	教育管理課
	就学援助制度として、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を支給する。	
79	朝霞第五中学校特認校	教育管理課
	小規模校の活性化を図るため、市内すべての小学校から朝霞第五中学校へ通学できるよう特認校制度を設ける。 また、県費負担教職員に加え、教科支援員の活用により、教育の充実を図る。	
80	中学校自由選択制度	教育管理課
	通学区域の弾力的な運用を図ることにより、中学校を自由に選択できることで生徒一人一人に「生きる力」を育む教育環境の充実を図る。	
81	先進校・研究推進校への視察	教育指導課
	市内小・中学校を対象に、委嘱期間は2年間とする研究開発学校を指定する。研究領域は、各教科等学校教育全般とし、研究発表時は、市内の小中学校教職員が参加し、研究成果を共有する。 また、市内各小・中学校を対象に校内研修を助成する。 さらに、教員経験年数の5年以上10年未満の教員を対象として指導力向上を目的に、教育奨励費を支給し主体的な研究を支援するとともに、全体研修を行う。	
82	保健体育科、家庭科、道德等の授業による知識の習得【No.16再掲】	教育指導課
83	朝霞市小学校低学年複数担任制事業【No.43再掲】	教育指導課
84	あさか・スクールサポーターの活用【No.44再掲】	教育指導課
85	朝霞市地域人材活用支援事業【No.46再掲】	教育指導課

(3)こども・若者の多様な遊びや体験ができる機会の充実

豊かな経験から得るこども・若者の自らの育ちを支援するため、地域の関係機関と連携し、多様な学びの場や遊びの場、体験の機会を提供します。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
86	農業体験事業	産業振興課
	市内の農家の協力のもと、都市農業への理解を深めるため、芋ほり、田植えなどの体験を通じて地域との交流を図る。	
87	環境美化ポスター作品の募集【No.52再掲】 ★	環境推進課
88	障害者スポーツ・レクリエーション事業 ★	障害福祉課
	スポーツ・レクリエーションを通じて、障害のある人が楽しく社会参加できるようにする。	
89	青少年健全育成事業における発表・体験機会の確保【No.53再掲】	こども未来課
90	児童館運営事業【No.58再掲】	こども未来課
91	保育園園庭開放・いっしょに遊ぼう保育園で	保育課
	保育所の遊びを通して未就園児の子育て家庭を支援するため、公立保育所の園庭を開放する。	
92	健康増進センターにおける運動体験事業 ★	健康づくり課
	市民の健康の増進を図り、もって福祉の向上に寄与するため、温水プール、トレーニングルーム、リフレッシュルームの利用のほか、指定管理者による各種自主事業を実施する。	
93	陸上競技大会等の実施	教育指導課
	体育授業の成果発表の場と学校間交流のため、市内小学校の6年生を参加対象とした陸上競技大会を実施する。	
94	学校総合体育大会、新人体育大会等の実施	教育指導課
	部活動に所属している市内中学生が参加する大会。運動部の朝霞地区予選は6月下旬と10月上旬に実施する。	
95	朝霞市地域人材活用支援事業【No.46再掲】	教育指導課
96	交通安全作品による交通安全啓発事業【No.55再掲】 ★	まちづくり推進課
97	公園管理事業、児童遊園管理事業【No.60再掲】	みどり公園課
98	冒険遊び場づくり事業【No.61再掲】	みどり公園課
99	子ども大学あさか ★	生涯学習・スポーツ課
	こどもたちに、なぜを追求する「はてな学」、どこを知る「ふるさと学」、よりよく生きる「生き方学」の3分野で、学校で教えないような課題にやさしく答える講義等を実施する。	

100	市民総合スポーツ大会、ロードレース大会、小学生スポーツ教室、ウォークラリー大会等の開催	生涯学習・スポーツ課
	スポーツ振興と市民の親睦、健康増進を図るため、小学生・中学生及び市民等を対象に、市民総合スポーツ大会、ロードレース大会、小学生スポーツ教室、ウォークラリー大会等を開催する。 また、都市間交流事業として、越生町との共催でハイキング大会を開催する。	
101	放課後こども教室【No.70再掲】	生涯学習・スポーツ課
102	学校体育施設の開放【No.71再掲】	生涯学習・スポーツ課
103	博物館、旧高橋家住宅におけるイベント・体験講座の開催 ★	文化財課
	郷土の歴史を語る様々な資料を調査・収集・保存し、展示や教育普及事業において活用を図ることで地域の歴史や文化への理解と認識を深め、生涯学習の場として、いつでも誰もが学べる学習機会を市民に提供する。	
104	子育て(育児)講座	中央公民館
	人間形成に大切な乳幼児期についての知識を習得し、また、同じ世代のこどもを持つ保護者同士の交流等を通して子育ての悩みや育児不安の軽減と仲間づくりを促進する。	
105	図書館におけるこども向け事業	図書館
	こどもを対象に、良書を読み、楽しむ機会を提供するため、おはなし会や読み聞かせなどを実施する。	
106	赤ちゃんからの読書活動支援とブックスタート事業	図書館
	乳児と保護者に絵本の読み聞かせを行い、乳児一人一人にファーストブックとなる絵本を配付するブックスタート事業と、それに先立ち妊娠期の母子と家族を対象とする「プレママ・パパ絵本講座」、ブックスタートのフォローアップ講座「赤ちゃん和妈妈・パパのおはなしタイム」を実施する。各事業を通じて、絵本を読む楽しさを伝えとともに、親子の絆を深め、こどもの健やかな成長に絵本が有用であることを啓発する。また、読み聞かせ事業「うさみみタイム」等にもつなげ、乳幼児期から読書活動の推進を図る。	
107	図書館における青少年向け事業 ★	図書館
	青少年を対象に、読書活動の推進を図る。	

(4)子ども・若者の地域活動・社会参画機会の充実

社会体験チャレンジ事業や児童館の施設特性・地域特性を生かした取組、そのほかの地域イベントを通じて、子ども・若者の地域活動や社会参画の機会を創出します。

関連事業

No	事業名・取組内容	担当課
108	児童館における地域交流事業	長寿はつらつ課 こども未来課
	老人福祉センターや福祉作業所、自治会や地域ボランティア、保育所や学校等との様々な交流事業を通じて、多様性を学ぶ機会を提供するとともに、世代を超えた子育て支援を推進し、地域ぐるみでこどもを育てる意識を醸成する。	
109	朝霞市ふれあい推進事業	教育指導課
	地域における奉仕活動、体験活動等を展開し、心豊かな青少年の育成を図るとともに、地域でこどもを育てる意識を醸成し、地域の教育力の活性化を図る。	
110	社会体験チャレンジ事業	教育指導課
	生徒の進路意識の高揚を図るため、社会体験チャレンジ事業(地域で3日間の職場体験活動)を行う。	
111	朝霞市地域人材活用支援事業【No.46再掲】	教育指導課
112	市民総合スポーツ大会、ロードレース大会、小学生スポーツ教室、ウォークラリー大会等の開催【No.100再掲】	生涯学習・スポーツ課

コラム

♡こどもの遊び場や体験の機会、居場所づくりを進めます！



<こどもの居場所とは？>

こどもたちが自己肯定感や生きる力を育むことができる場所で、家庭でもない、学校でもない、安心して過ごせる第3の居場所です。

物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態も居場所であり、こども・若者本人が決めるものとされています。

こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点

- ふやす**
～多様なこどもの居場所がつけられる～
- つなぐ**
～こどもが居場所につながる～
- みかく**
～こどもにとって、より良い居場所となる～
- ふいかえる**
～こどもの居場所づくりを検証する～

<こどもの居場所づくりに関する指針より>

○朝霞市ではどんな居場所があるの？

●地域の取組

ふれあい推進事業、こども食堂、フードパントリー、フード・ドライブ、朝霞市青少年育成市民会議、青少年相談員朝霞市協議会 など

●体験活動

夏休みの体験活動(学習講座・ボランティア活動)、農業体験、文化・芸術ワークショップ、公民館・図書館・児童館の講座 など

●地域の居場所づくり・地域活動への参加促進

児童館、児童遊園地・公園、公民館、図書館、子育て支援センター、放課後子ども教室、プレーパーク など

●催事・イベント

彩夏祭、市民総合体育祭、文化祭、健康まつり、冬のあかりテラス、スポーツイベント、教室、映画会、コンサート、黒目川花まつり など



フード・ドライブ



ほんちよう児童館

基本目標 **3** すべてのこども・若者が安心して子育てできるまち

こども・若者、保護者が妊娠・出産から子育ての期間を通じて切れ目なく支援を受けながら、子育てに対して過度に不安や負担を感じることがないように、地域全体で温かく見守り支える環境づくりを進めます。

また、結婚応援や妊婦・出産支援、多子世帯応援等の取組のほか、新たに転入してきた家庭に必要な情報を確実に届けるための仕組みを整備し、朝霞市での出産・子育てを選択していただけるよう取り組みます。

基本方針3-1 ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供するために

施策の方向性

- (1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援の充実
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 子育てに関する相談体制の充実

基本方針3-2 様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するために

施策の方向性

- (1) 経済的困難を抱える家庭と保護者への支援
- (2) ひとり親家庭等への支援
- (3) 発達の遅れや障害があるこども・若者と保護者への支援
- (4) 外国につながるあるこども・若者と保護者への支援

基本方針3-3 子育て家庭が住み続けたいまちにするために

施策の方向性

- (1) 子育てがしやすいまちづくり
- (2) ユニバーサルデザインのまちづくり
- (3) こども・子育てに温かい(地域)社会への気運醸成

基本目標3

基本方針3-1 ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供するために

現状と課題

こども・若者が安心して育つための環境づくりが急務となっています。特に、市外からの転入や共働き世帯の増加、核家族化が進む中で、子育てに関する支援が不足している現状が浮き彫りになっています。多くの保護者が、周囲に相談できる相手がいないことから、育児に対する不安や孤立感を抱えがちです。こどもの生活に関するアンケート調査の結果、こどもが成長するにつれて相談先が減少する傾向があり、特に生活が困難な家庭では、小学5年生の保護者の4人に1人、中学2年生の保護者では4割以上が相談できていないといった、結果が見受けられました。

こうした状況を踏まえ、本市の子育て支援充実のためには、妊娠前から幼児期・学童期・青年期に至るまでの切れ目のない支援体制の構築が必要です。こども家庭センターなどのワンストップ拠点を設置し、保護者一人一人に寄り添った伴走型の相談支援が重要です。また、特に新しく転入してきた家庭に必要な情報を確実に届けるための仕組みを整備し、相談機会を増やすことが求められています。

基本方針

子育て情報が容易に入手でき、相談窓口を明確化するなど、子育てに係る不安や負担を軽減し、安心してこどもを産み、健やかに育てることができるよう、こどもと母親の健康確保及び増進に努めます。

施策の方向性

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援の充実

児童相談と母子保健のさらなる連携及び支援体制の充実のため、こども家庭センターを設置し、保護者の窓口として関係機関と連携することで、妊娠期からの包括的で切れ目のない子育て支援と相談体制を提供します。

関連事業 ★・・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
113	児童館運営事業【No.58再掲】	こども未来課
114	早期不妊検査、不育症検査、早期不妊症治療助成事業 ★	健康づくり課 (こども家庭センター)
	晩婚化の進展に伴い、年齢を重ねるほど妊娠率は下がり、妊娠・出産に係るリスクが高まる中で、こどもを望む夫婦に対し、不妊に係る費用の負担軽減を図り、もって少子化対策の一助とする。	
115	母子健康手帳交付事業	健康づくり課 (こども家庭センター)
	妊娠の届出時に母子手帳を交付する。	

116	妊娠期からの包括的な子育て支援	健康づくり課 (こども家庭センター)
	妊娠期からの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点で、保健師等の専門職がすべての妊産婦等を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成し、妊産婦に対して切れ目のない支援の実施を図る。	
117	母子保健相談事業	健康づくり課 (こども家庭センター)
	妊娠期から妊娠・出産・育児に関して訪問・面接・電話等での保健師・栄養士・助産師等が個別の相談を受け、こどもとその保護者の健康の保持・増進のための支援を実施する。	
118	母子健康教育事業	健康づくり課 (こども家庭センター)
	母性又は乳幼児の健康の保持増進に必要な知識や技術について、集団や個別で相談及び教育を行う。	
119	妊婦健康診査	健康づくり課 (こども家庭センター)
	母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査助成券の交付を行い、その費用の一部を助成し、妊娠期の健康管理を勧める。	
120	未熟児養育医療費給付事業	健康づくり課 (こども家庭センター)
	入院医療が必要な未熟児に対し、医療費の給付を行う。	
121	乳幼児健康診査	健康づくり課 (こども家庭センター)
	乳児(4か月・10か月)及び幼児(1歳6か月・3歳)に対する健康診査及び保健指導を実施する。	
122	栄養相談事業	健康づくり課 (こども家庭センター)
	乳幼児期や児童期の食生活の不安や疑問に対応するため、随時、来所や電話での個別栄養相談を実施する。	
123	歯科保健事業	健康づくり課 (こども家庭センター)
	幼児に対して歯の健康診査、フッ化物塗布、保健指導、教育を行う。	
124	ファミリー・サポート・センター事業	健康づくり課 (こども家庭センター)
	こどもを預けたい人からの依頼に対し、アドバイザーがこどもを預かる人を斡旋する。こどもを預けたい人、こどもを預かりたい人、両方をしたい人の会員登録するための説明会を開催し、受講が完了した人の会員登録の管理を行う。	
125	家庭児童相談事業【No.7再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)
126	こども家庭センターの設置運営【No.8再掲】★	健康づくり課 (こども家庭センター)
127	養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業【No.40再掲】★	健康づくり課 (こども家庭センター)
128	各種予防接種の実施	健康づくり課
	こどもを対象に、定期的に予防接種を実施する。	
129	小児救急医療における朝霞地区4市との共同事業	健康づくり課
	医師会と連携し、救急指定病院等をローテーションして小児救急医療を実施する。	

(2)子育て支援の充実

手当や助成を行い、子育てに係る経済的負担を軽減するだけでなく、ショートステイ事業やファミリー・サポート・センター事業、子育て支援事業を通じて、子育てに伴う様々な負担を軽減する取組を行います。

関連事業 ★・・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
130	こども医療費の助成	こども未来課
	対象となるこどもに対し、医療費を助成する。	
131	児童手当の支給	こども未来課
	子育て世帯に対して、児童手当を支給する。	
132	児童館運営事業【No.58再掲】	こども未来課
133	子育て支援センター事業	保育課
	子育て中の保護者と児童を対象に、子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談を受けるほか、各種事業を実施し、子育てサークルに活動場所を提供するなど支援する。	
134	保育園園庭開放・いっしょに遊ぼう保育園で【No.91再掲】	保育課
135	出産・子育て応援給付金、多子世帯応援給付金の支給 ★	健康づくり課 (こども家庭センター)
	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ必要な支援につなぐ伴走型の相談支援に、経済的支援を一体として実施することで、精神的・肉体的負担感の軽減に加え、経済面での負担軽減を図り、もって少子化対策の一助とする。	
136	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	健康づくり課 (こども家庭センター)
	保護者の疾病や仕事等により、こどもを養育することが困難になった場合に、一時的に市内の里親宅でそのこどもの預かりを行う。	
137	こども家庭センターの設置運営【No.8再掲】 ★	健康づくり課 (こども家庭センター)
138	養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業【No.40再掲】★	健康づくり課 (こども家庭センター)
139	ファミリー・サポート・センター事業【No.124再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)

(3)子育てに関する相談体制の充実

妊娠前から幼児期・学童期・青年期に至るまでの切れ目のない支援体制の充実のため、こども家庭センターなどのワンストップ拠点を設置し、保護者一人一人に寄り添った伴走型の相談支援により、ライフステージに応じた相談に対応します。

関連事業 ★・・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
140	女性総合相談	人権庶務課
	女性総合相談事業を年間を通じて実施する。	
141	子育て支援センター事業【No.133再掲】	保育課
142	子育て相談	保育課
	子育て中の保護者を対象に、子育て支援センターにおいて乳幼児の育児に関する相談を受ける。	
143	家庭児童相談事業【No.7再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)
144	こども家庭センターの設置運営【No.8再掲】 ★	健康づくり課 (こども家庭センター)
145	母子保健相談事業【No.117再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)
146	母子健康教育事業【No.118再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)
147	乳幼児健康診査【No.121再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)
148	栄養相談事業【No.122再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)
149	スクールカウンセラー、子ども相談室・さわやか相談室の相談員等によるカウンセリングの実施【No.42再掲】	教育指導課

基本目標3

基本方針3-2 様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するために

現状と課題

すべてのこども・若者が安心して育つための支援が重要な課題となっています。障害の有無、家庭環境、経済的要因、言語的な背景によって、こどもたちが不利益を被ることなく、その能力や可能性を最大限に引き出せる環境が求められています。

本市が実施した「こどもの生活に関するアンケート調査」では、埼玉県と比較して生活困難層の割合は低くなっていますが、経済的困難を抱える家庭が一定数存在することが明らかになりました。こどもの貧困は、こどもの心身の成長や学力、進学などに様々な影響を及ぼすだけでなく、将来の就労や収入など次の世代に貧困状態が連鎖する可能性が高いと言われており、こどもの貧困対策及びひとり親家庭への支援に確実に取り組む必要があります。

発達の遅れや障害を持つこどもたちに対しては、「ソーシャルインクルージョン」の理念のもと、教育・福祉・保健・医療の各分野が連携し、療育を行う体制の充実が求められています。また、本市では外国籍市民人口、外国籍児童生徒数共に増加傾向にあり、外国につながるのあるこどもとその保護者への支援も不可欠です。日本語指導や学習支援、生活に関する情報提供が不足しており、異なる文化を持つ家庭が地域社会で安心して生活できるようにするためのサポートが求められています。

基本方針

障害の有無や家庭環境、経済的要因や言語などの違いにより、こどもが不利益とならず、その子の持つ力や可能性を最大限に伸ばしつつ、豊かで充実した生活が営めるよう支援を進めます。

施策の方向性

(1)経済的困難を抱える家庭と保護者への支援

こども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、心身ともに健やかに生活し、意欲的に学習や活動に取り組めるよう、また保護者が安心して生活できるように、教育支援、生活支援、保護者への就労支援、経済的支援に取り組めます。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
150	就職支援(就職支援相談、合同就職面接、就労者支援講座事業) ★	産業振興課
	就職支援相談やセミナーの実施を通じて、就職を希望する方が希望する企業に就職ができるよう支援を実施する。	

151	朝霞市生活困窮者等学習支援事業【No.75再掲】	福祉相談課 生活援護課 こども未来課
152	生活保護進学準備給付金の支給 生活保護世帯に属するこどもが大学等に進学した場合、新生活を始める支援をすることを目的に、給付金を支給する。	生活援護課
153	生理用品配布事業【No.39再掲】 ★	こども未来課
154	放課後児童クラブ保育料の減免 ★ 放課後児童クラブの利用者のうち、保護者の世帯が生活保護法の規定により保護を受けている場合又はそれに準ずる場合等、児童クラブに2人以上の児童が入所している場合、居住する家屋等が災害等により著しい損害を受けた場合などにおいて、申請に基づき放課後児童クラブ保育料の減免を行う。	保育課
155	母子施設入所 母子の保護及び自立の促進のための生活指導を行う。 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設への入所支援を行う。	健康づくり課 (こども家庭センター)
156	官民の賃貸住宅ストックの活用の推進 住宅セーフティネット法の基本方針を踏まえ、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の活用を推進する。	開発建築課
157	水道料金の減免 ★ 近年、コロナ禍に続き物価高騰に伴う生活費等の上昇により家庭等の経済的負担が増加していることから、特に影響が大きいと考えられる生活保護受給者及び児童扶養手当受給者を対象に水道料金の減額を行う。	上下水道総務課
158	入学準備金・奨学金貸付事業【No.77再掲】 ★	教育管理課
159	小・中学校教育扶助事業【No.78再掲】	教育管理課

(2)ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭の生活安定と自立を促進するため、個々の実情や具体的な相談内容を踏まえ、受けられる支援制度を案内し、経済的負担の軽減と経済自立を支援します。また、ひとり親家庭のこどもの学習支援・進学支援を行います。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
160	朝霞市生活困窮者等学習支援事業【No.75再掲】	福祉相談課 生活援護課 こども未来課

161	ひとり親家庭等への進学支援事業 ★	こども未来課
	ひとり親家庭等のこどもが高等学校及び大学進学する際、受験料及び模試費用給付金等を支給する。また、小学校に入学を予定しているこどもを持つひとり親家庭の父、母に入学準備に必要な経費の一部を支給する。	
162	ひとり親家庭等相談事業 ★	こども未来課
	ひとり親家庭等の相談窓口として、休日や夜間にも相談できる電話、ビデオ通話アプリやメールによる相談窓口を設置し、また、こども未来課窓口には、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等への相談支援による精神的な支援、自立のための経済的支援相談や情報提供などにより、ひとり親家庭等の支援を図る。	
163	児童扶養手当の支給	こども未来課
	ひとり親家庭等に、生活の安定と自立支援を図るため、所得に応じて児童扶養手当を支給する。	
164	ひとり親家庭等医療費の助成	こども未来課
	ひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。	
165	ひとり親家庭への自立・生活支援事業	こども未来課
	母子家庭及び父子家庭の親に、能力開発の取組を支援するため自立支援教育訓練給付金を支給する。 母子家庭及び父子家庭の親に、就職の際に有利であり生活の安定に資する資格を取得するため、高等職業訓練促進給付金等を支給する。	
166	母子施設入所【No.155再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)
167	水道料金の減免【No.157再掲】 ★	上下水道総務課
168	小・中学校教育扶助事業【No.78再掲】	教育管理課

(3)発達の遅れや障害があるこども・若者と保護者への支援

障害のあるこどもが安心して生活できるよう、教育、福祉、保健、医療の関係機関が連携し、総合的な支援が必要です。保健活動の一環として、妊産婦や乳幼児健診での疾病の早期発見・療育に努めるとともに相談体制を充実します。また、親子グループでの活動や障害のあるこどもや保護者同士の交流機会を促進します。さらに、障害の有無にかかわらず共に育ち合う環境を整えるため、保育所や小・中学校における障害のあるこどもへの教育や保育、放課後の居場所の提供を充実します。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
169	身体障害者・知的障害者援護	障害福祉課
	ケースワーカーにより、身体障害者手帳・療育手帳に関する相談・援護を行う。	

170	障害児福祉手当	障害福祉課
	身体又は精神(知的)の重度の障害により、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の方に対し負担の軽減を図るため、手当を支給する。	
171	特別児童扶養手当	障害福祉課
	精神又は身体に一定の障害がある20歳未満のこどもを育てている方のうち、主として生計を維持する方への経済的支援を図るため、手当を支給する。	
172	重度心身障害者医療	障害福祉課
	重度心身障害者やその家庭に対して、経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。	
173	難病患者見舞金	障害福祉課
	指定難病医療受給者証等の交付を受けている人に、見舞金を支給する。	
174	障害児通所支援事業	障害福祉課
	未就学の集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる児童が通所し、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応のための訓練などを行う児童発達支援や、小学1年生から高校3年生までの障害のある児童に対し、放課後や学校の休日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障害のある児童の自立を促進し、放課後等の居場所づくりを行う放課後等デイサービスを提供する。また、保育所、そのほかの児童が集団生活を営む施設に通う障害児については、保育所等訪問支援により、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	
175	生活サポート事業	障害福祉課
	障害のある人・児童やその家族の方々の地域での暮らしを支援するため、市に登録された民間団体が提供する外出、送迎などサービスに要する費用を補助し、福祉の向上及び介護者の負担軽減を図る。	
176	重度心身障害者福祉タクシー利用料等助成事業	障害福祉課
	重度の障害のある人・児童の生活圏の拡大と社会参加の促進を図るため、福祉タクシー券、バス・鉄道共通カード、自動車燃料費の中から選択制により利用料金を助成する。	
177	日常生活用具支給	障害福祉課
	在宅重度心身障害者(児)の日常生活の便宜と社会適応性を図るための用具を給付する。	
178	補装具の交付・修理	障害福祉課
	身体障害者手帳の交付を受けている方に対し、日常生活の不自由さを補って、日常生活を容易にするために補装具の交付と修理を行う。	
179	紙おむつ支給事業	障害福祉課
	在宅の重度心身障害児に紙おむつを支給することにより、経済的な援護、障害者の衛生維持及び介護者の日常の介護活動の援助を図る。	

180	育成保育事業	保育課
	育成事業を通じて、保育所等で障害のあるこどもの保育を行う。	
181	育み支援バーチャルセンター事業【No.59再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)
182	未熟児養育医療費給付事業【No.120再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)
183	朝霞市障害児就学支援委員会専門員による就学相談	教育指導課
	障害のある幼児、児童及び生徒に関し、適正な就学支援を行うための相談会の実施を行う。	

(4)外国につながるのあるこども・若者と保護者への支援

外国につながるのあるこども・若者に対して、日本語の指導や支援、学習支援、就園・就学支援を行い、さらに保護者を含む子育てや生活に関する支援を提供します。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
184	外国人世帯の支援	各課
	外国人に配慮した子育て支援の情報提供や利用支援を行う。	
185	多文化共生事業	地域づくり支援課
	多文化推進サポーターを募集・活用して、多言語で情報を発信する。	
186	日本語指導支援員の配置	教育指導課
	日本語指導を必要とする帰国・外国籍児童生徒が在籍する市内小学校及び中学校に、日本語運用能力の向上と学校生活の安定化を図るため、日本語指導支援員の配置を行う。	

基本目標3

基本方針3-3 子育て家庭が住み続けたいくなるまちにするために

現状と課題

子育て中の保護者が交流できる場を設けることは、悩みの解決や支援を得る上で非常に重要です。しかし、現状では地域の子育てネットワークが十分に確立されておらず、保護者同士の交流が少ないために孤立感を抱える家庭が存在しています。

また、公共施設や歩道については、バリアフリー化を進めてきましたが、子育て家庭や子どもたちへのヒアリングで、市内には公共交通へのアクセスがしづらいエリアや、交通量が多く歩道が狭い道路など、さらに改善を望む声も出ています。ユニバーサルデザインのまちづくりの推進が必要です。

さらに、地域社会全体で子ども・若者を温かく見守る体制を構築することが求められています。「子どもまんなか社会」を目標に、市全体で子ども・若者を温かく見守るような気運の醸成が必要です。また、まだまだ不足している共働き・子育てへの理解の普及や推進が必要です。

基本方針

子育て中の保護者同士が交流を持ち、子育ての悩みの解決や子育て経験者による助言や手助けを得られやすい環境整備など、地域の子育てネットワークづくりを推進します。

また、子どもや妊産婦、乳幼児を連れた保護者等が安心して外出できるよう、公共施設や歩道等にユニバーサルデザインのまちづくりを推進するなど、社会・地域で子どもや子育て家庭を応援する気運の醸成に努めます。

施策の方向性

(1)子育てがしやすいまちづくり

子育てサークルの普及・促進や都市公園、児童遊園地の整備の充実を図り、子育てしやすい環境を整えます。

関連事業 ★・・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
187	児童館運営事業【No.58再掲】	こども未来課
188	子育て情報の提供 子育てに関する情報を一元化した子育て情報誌を作成し、こどものいる家庭に配布する。また、子育て情報誌の内容を市のホームページに掲載し、情報提供を行うとともに、子育て情報メールで、子育て等に関する情報提供を行う。	こども未来課
189	放課後児童クラブ保育料の減免【No.154再掲】 ★	保育課
190	こども家庭センターの設置運営【No.8再掲】 ★	健康づくり課 (こども家庭センター)
191	小児救急医療における朝霞地区4市との共同事業【No.129再掲】	健康づくり課
192	公園管理事業、児童遊園管理事業【No.60再掲】	みどり公園課

193	冒険遊び場づくり事業【No.61再掲】	みどり公園課
194	家庭教育学級事業補助金	生涯学習・スポーツ課
	家庭での教育力の向上を図るため、子育てサークル等の家庭教育学級活動に補助金を交付する。また、家庭教育学級活動報告集を作成し、各学級の活動を広く紹介し、家庭教育の重要性を啓発する。	
195	家庭教育学級補助金	生涯学習・スポーツ課
	家庭での教育力の向上を図るため、PTA等の家庭教育学級活動に補助金を交付する。また、家庭教育学級活動報告集を作成し、各学級の活動を広く紹介し、家庭教育の重要性を啓発する。	
196	子育て(育児)講座【No.104再掲】	中央公民館

(2)ユニバーサルデザインのまちづくり

すべての方が安心して外出できるよう、歩道の整備、公共施設での段差解消を考慮したユニバーサルデザインや、「居心地がよく歩きたくなる」まちなかづくり(※)を進めるため、ウォーカブルなまちづくりを推進します。

※街路の広場化や公共空間の活用、ベンチの設置等により、交流や滞在空間を充実化させ、まちなかににぎわいを創出すること

関連事業 ★…本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
197	すべての方が利用しやすい公共施設の整備	財産管理課
	市民の意見・要望を踏まえ、すべての方が利用しやすいよう市内の公共施設の整備を推進する。	
198	交通立看板、標識等の設置【No.32再掲】	まちづくり推進課
199	道路区画線の工事	まちづくり推進課
	グリーンベルトや外側線等の新設及び摩耗した区画線の引き直しを行い交通安全の確保に努める。	
200	都市計画道路整備事業	まちづくり推進課
	都市計画道路を整備することで、歩車道の分離を図り、歩行者の安全性の確保を目指す。	
201	まちなかベンチの設置 ★	まちづくり推進課 道路整備課
	ウォーカブルを推進するため、道路の余剰地などにまちなかベンチを設置する。	
202	公園管理事業、児童遊園管理事業【No.60再掲】	みどり公園課
203	歩道整備事業	道路整備課
	歩行者等の安全を確保するため、歩道の新設や歩道拡幅整備を行う。	

(3)こども・子育てに温かい(地域)社会への気運醸成

児童館での高齢者と児童の交流事業や市内学校の児童生徒と保護者や地域住民が共に活動するふれあい推進事業などを通じて、市全体でこども・若者を温かく見守る体制を構築していきます。また、共働きや共育てへの理解を普及させ、推進する取組にも努めます。

関連事業 ★…本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
204	男女平等啓発事業 ★	人権庶務課
	仕事と家庭の両立を実現するため、各事業所に対して、働き方の見直しや育児休業取得率の向上などに向けた情報提供や啓発を行い、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進める。	
205	朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定事業 ★	産業振興課
	仕事と家庭生活の両立や誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む市内の企業を朝霞市が認定し、その取組の紹介、各種支援等を通して、当該企業が社会的に評価される仕組みづくりを進めることで、市内の企業の働き方の見直しに向けた自主的な取組の促進を図る。	
206	児童館における地域交流事業【No.108再掲】	長寿はつらつ課 こども未来課
207	青少年健全育成事業における啓発活動【No.22再掲】	こども未来課
208	朝霞市ふれあい推進事業【No.109再掲】	教育指導課

基本目標4 すべてのこどもが質の高い教育・保育を受けられるまち

こどもが健やかで幸せに育ち、保護者が安心して子育てできる環境を実現するため、教育・保育事業や多様なニーズに応じた子育てサービスの提供に取り組むとともに、質の高い教育・保育を受けることができるよう、教育・保育人材の確保とスキルアップを図ります。

基本方針4-1 教育・保育事業の充実のために

施策の方向性

(1) 就学前の教育・保育事業の充実

(2) 放課後児童クラブの充実

基本方針4-2 教育・保育サービスの質を高めるために

施策の方向性

(1) 多様なニーズに応える子育てサービスの充実

(2) 教育・保育に携わる人材の確保・資質向上

基本目標4

基本方針4-1 教育・保育事業の充実のために

現状と課題

共働き世帯の増加や働き方の多様化に伴い、低年齢のうちから保育を必要とするニーズが高まっており、第2期計画においても保育所整備等を進めてきましたが、待機児童の解消には至っていません。特に1・2歳の低年齢児においては保育所の利用が難しい状況が続いています。一方で、少子化傾向も進む中、中長期的な施設の活用を意識した確保方策を検討していく必要があります。

また、小学校への就学後も放課後児童クラブの利用が増えており、こちらも入所希望者が多く、定員の維持が求められています。特に、長期休暇中の居場所づくりは保護者の就労にかかわらず大きな課題であり、今後の対策として放課後等の居場所の検討をさらに進める必要があります。

基本方針

共働き世帯の増加や働き方の多様化により、低年齢のうちから保育所利用のニーズが高まっています。女性の仕事復帰や再就職が円滑に行えるよう、保育サービスの充実を図るとともに、小学校就学後も安心して児童を預けることができるよう、放課後児童クラブの充実に努めます。

施策の方向性

(1)就学前の教育・保育事業の充実

0歳から2歳の保育を行う施設の整備を促進し、低年齢児の受入れ体制を確保します。3歳から5歳の保育については現在、不足はありません。継続的に施設を利用できるよう環境整備を行っていきます。

関連事業

No	事業名・取組内容	担当課
209	保育事業	保育課
	仕事や疾病などで、家庭においてこどもを保育できない場合に、保護者に代わって保育所や小規模保育事業での保育を行う。また、待機児童解消のため、適切な定員設定や保育施設の整備を進める。	
210	幼稚園事業	保育課
	県等の認可を受けている私立幼稚園(私学助成)に就園する園児の施設利用費を補助するほか、保育の必要性の認定を受けた保護者に預かり保育補助金を交付する。また、低所得者等に副食費を補助する。	
211	家庭保育室補助事業	保育課
	認可外保育施設で市と指定契約を結んだ施設(家庭保育室)に対する運営費補助を行う。また、保護者に対して、保育料軽減費補助を行う。	
212	認可外保育施設等利用補助事業	保育課
	認可外保育施設を利用する保護者に対し、補助金を交付する。	

(2)放課後児童クラブの充実

既存の放課後児童クラブの定員の維持を図る。

関連事業

No	事業名・取組内容	担当課
213	放課後児童クラブ事業【No.67再掲】	保育課

基本目標4

基本方針4-2 教育・保育サービスの質を高めるために

現状と課題

働き方の多様化により、一時預かり事業や延長保育、休日保育、病児保育などの利用も増えています。こどもの成長、こどもの幸せを第一に考えながら、保護者が安心してこどもを預けられるよう保育の充実に努める必要があります。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)への関心も、アンケート調査の結果を見ると、一定程度見られることから、就労要件を問わない預かりについても検討が必要です。このように多様なニーズに応えていくためには、サービスの拡充はもちろんですが、保育人材の確保と質の向上も同時に求められています。

基本方針

多様化する保育ニーズに対応するための保育サービスの充実を図るとともに、こどもや保護者の様々な保育ニーズに対応できるよう、一時預かり事業や休日保育等の提供体制を引き続き実施します。

また、こどもの発達や学びの連続性に対応できるような質の高い教育・保育を提供するため、保育人材の確保と資質向上に努めます。

施策の方向性

(1)多様なニーズに応える子育てサービスの充実

関係機関と連携し、延長保育事業や休日保育事業、病児保育事業等を引き続き実施します。また、就労要件を必要としない乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)についても、実施していきます。

関連事業 ★・・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
214	延長保育事業(時間外保育事業)	保育課
	保育所を利用する保護者の就労時間の長時間化や通勤範囲の広がり等に伴う、保育時間のニーズを把握し、延長保育の充実を図る。	
215	休日保育事業	保育課
	休日に保護者の就労等で保育を必要とする児童を対象に、保育所において保育を行う。	
216	病児保育事業	保育課
	児童が急な病気となり、保育所等が利用できず、また、保護者も就労などにより保育ができない場合に、病院などに併設される専用の保育室で、看護師等が一時的に児童を保育する。	

217	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ★	保育課
	保育所そのほかの内閣府令で定める施設において、保育所等に入所していない0歳6か月～2歳児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言そのほかの援護を行う。	
218	一時預かり事業	保育課
	保護者の就労、病気、育児疲れ解消(リフレッシュ)等の理由により、家庭での保育が困難な小学校入学前の児童を一時的に保育する。また、指定家庭保育室で、保育所と同様に一時保育を実施している場合、保育料を補助する。	

(2)教育・保育に携わる人材の確保・資質向上

多様なこどもの発達や学びの連続性に対応できるような質の高い教育・保育を提供するため、保育士や幼稚園教諭に対する研修機会を拡充します。また、質の高い教育・保育を継続するため、教職員に対する研修機会を拡充します。

さらに、保育所・幼稚園から小学校に進学するに当たり、円滑な引き継ぎを実現するため、協議会の設置や保育士・教職員同士の交流機会を提供します。年齢や性別を問わず、保育士が継続的に働き続けられるよう、処遇の改善に努めます。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置付けた事業

No	事業名・取組内容	担当課
219	保育士研修事業	保育課
	県や関係機関等の主催する各種研修会等への保育士の派遣や、内部での研修会などを開催し、職員等の資質の向上を図る。	
220	保育士等人材確保事業	保育課
	市内の認可保育所や小規模保育施設における保育士等の不足解消及び放課後児童クラブ指導員を確保するため、就職を希望する方(学生・転職・再就職)を対象として、合同の保育所職員・放課後児童クラブ指導員就職相談会を実施する。	
221	公立保育園施設修繕事業 ★	保育課
	公設公営保育園及び公設民営保育園の施設管理及び改修に関する業務を行う。	
222	小学校と幼稚園・保育所の連携	教育指導課
	「朝霞市幼児教育振興協議会」を中心とし、保育所見学、小学校生活科の授業公開、小学校教員と保育所・幼稚園・こども園の職員との情報交換会等を行い、保幼小の連携を図る。	